

児童手当 必要手続き確認資料

以下の質問から必要な手続きをご確認下さい

(1) 児童手当を匝瑳市から受給していますか。(公務員以外)

はい	⇒ (2) 養育している子の年代 の質問へ
いいえ	⇒ (3) 受給していない理由 の質問へ

(2) 養育している子の年代は

①中学生以下のみ	⇒申請不要
②中学生以下及び高校生世代	⇒ <u>額改定申請書</u> ※1
③中学生以下及び大学生世代	⇒ <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u> (養育する子が3人以上の場合のみ)
④中学生以下、高校生世代及び大学生世代	⇒ <u>額改定申請書</u> ※1 <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>

※1 高校生世代の子が以下に該当する場合は、申請不要です。

- ①児童が15歳の年度末に到達するまで匝瑳市から児童手当を受給していた。
- ②それ以降、児童の住民票を異動していない。

【世代の定義】

中学生以下：平成21（2009）年4月2日以降に生まれた子

高校生世代：平成18（2006）年4月2日から平成21（2009）年4月1日までに生まれた子

大学生世代：平成14（2002）年4月2日から平成18（2006）年4月1日までに生まれた子

(3) 受給していない理由は

①公務員として職場から受給している	⇒必要な手続きについて、職場でご確認下さい。
②所得上限超過により消滅している	⇒ <u>児童手当認定請求書（高校生世代以下の子）</u> ※2 <u>（その他、大学生世代の子がいれば）</u> <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u> ※3
③中学生以下の子がいない	⇒ <u>児童手当認定請求書（高校生世代の子）</u> ※2 <u>（その他、大学生世代の子がいれば）</u> <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u> ※3
④別の市町村から受給している	⇒必要な手続きについて、受給している市町村でご確認下さい。
⑤児童が施設に入所している	⇒手続き不要 入所している施設の代表者が受給者となります

※2 「児童手当認定請求書」提出の際は下記の添付書類をご用意ください。

添付：「受給者の保険証」の写し、「受給者の通帳orキャッシュカード」の写し

※3 養育する子が2人以下であれば不要です。